

知の市場友の会規約

2010年12月2日制定
2011年12月1日改正
2012年12月6日改正
2013年12月5日改正
2014年6月5日改正

知の市場は、多様な受講者及び多彩な講師などの参画によって運営されており、その過程で培われた人の輪は知の市場を支える重要な基盤であるとともに相互に活用しうる社会的な基盤としての役割も担っていることに鑑み、これらの人的資源を「知の市場友の会」（以下「友の会」という。）として組織し、基盤の一層の強化と運営の円滑化に資するために次のとおり規約を定める。

1. 友の会は、知の市場の受講者と講師、連携機関と開講機関の事務局、連携学会の事務局、有志学生実行委員会と知の市場事務局の経験者及び関係者をもって友の会会員(以下「会員」という。)とする。
2. 友の会事務局は会員に対し、原則として、知の市場ホームページまたは知の市場ホームページの「友の会」ウェブページのお知らせ欄を活用して、連携機関、開講機関、連携学会及び知の市場の活動状況と関連分野の動向などについての情報を提供する。
3. 友の会事務局は、会員の協力を得て、知の市場に関する各種の調査または評価を実施するとともに知の市場の運営などを支援する。
4. 知の市場の受講者及び講師は、特に反対の意思表示がない限り、友の会への入会を了承したものととして、その氏名及び連絡先を友の会に登録する。
5. 友の会は、入会金や会費などを徴収しない。
6. 知の市場の受講を希望する者は、友の会への入会、氏名及び連絡先などの情報の友の会への提供を了承した者に限り受講者登録をすることができる。
7. 友の会は、2004年度から2008年度に開講された「化学・生物総合管理の再教育講座」の受講者、講師及び事務局員などを会員として組織された「化学・生物総合管理の再教育講座友の会」を継承する。